

福岡県公報

平成二十四年三月九日
第三千三百七十三号
増刊
②

目次

再掲

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第一号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一一般財団法人又は一般財団法人の項中

「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター」を

「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター」に改め、

公益財団法人特定鉱害復旧事業センター

「財団法人特定鉱害復旧事業センター」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の規定は、平成二十三年十一月一日から適用する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則(昭和六十一年福岡県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「警察本部」の下に「(警察学校を含む。)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。